

全 員 協 議 会 会 議 録

(平 成 1 7 年 6 月 2 0 日)

1 . 各一部事務組合の現況と経過報告

む つ 市 議 会

む つ 市 議 会 全 員 協 議 会 会 議 録

○開会の日時 平成17年6月20日（月） 午前10時53分開会
午後 零時04分閉会

○場 所 下北文化会館 展示ホール

○出席議員 （58人）

1 番 菊 池 一 郎	2 番 富 岡 幸 夫
3 番 横 垣 成 年	4 番 川 下 八 十 美
5 番 山 本 留 義	6 番 白 井 二 郎
8 番 村 川 壽 司	9 番 小 林 正
10 番 新 谷 功	11 番 高 田 正 俊
12 番 佐々木 肇	13 番 石 田 勝 弘
14 番 鎌 田 ちよ子	15 番 菊 池 広 志
16 番 野 呂 泰 喜	18 番 川 端 澄 男
19 番 富 岡 修	20 番 中 村 正 志
21 番 斉 藤 孝 昭	22 番 宮 下 順一郎
23 番 赤 松 功	25 番 本 間 千佳子
26 番 坪 田 智十司	27 番 田 澤 光 雄
28 番 福 永 忠 雄	29 番 工 藤 孝 夫
30 番 大 澤 敬 作	31 番 徳 誠
32 番 飛 内 賢 司	33 番 半 田 義 秋
34 番 牛 滝 春 夫	35 番 東 健 而
36 番 坂 井 一 利	37 番 板 井 磯 美
38 番 松 野 裕 而	39 番 東 谷 正 司
40 番 東 谷 良 久	41 番 佐々木 隆 徳
44 番 杉 浦 守 彦	45 番 柴 田 峯 生
46 番 杉 浦 洋	47 番 千 船 司
48 番 佐 藤 司	49 番 澤 藤 一 雄
50 番 千 賀 武 由	51 番 目 時 睦 男
52 番 田 高 利 美	53 番 濱 田 栄 子
55 番 菊 池 清	56 番 澤 田 博 文
58 番 工 藤 清四郎	59 番 毛馬内 光 雄
60 番 慶 長 徳 造	61 番 池 田 正 利

6 2 番 杉 本 清 記
6 4 番 川 端 一 義

6 3 番 久保田 昌 司
6 5 番 服 部 清三郎

欠席議員（7人）

7 番 村 中 徹 也
2 4 番 工 藤 直 義
4 3 番 竹 本 強
5 7 番 柏 谷 均

1 7 番 木 村 亀 治
4 2 番 立 石 政 男
5 4 番 堺 孝 悦

○説明のため出席した者

市	長	杉 山	肅
助	役	田 頭	肇
収 入	役	田 中	實
教 育	長	牧 野	正 藏
公 営 企 業 管 理 者		杉 山	重 一
代 表 監 査 委 員		菊 池	十 四 夫
総 務 部 長		齋 藤	純
総 務 部 防 災 専 門 監		大 向	晟 介
企 画 部 長		渡 邊	悟
民 生 部 長		高 橋	勉
保 健 福 祉 部 長		名 久 井	耕 一
経 済 部 長		森	正 剛
建 設 部 長		藤 井	幸 男
教 育 部 長		宮 下	孝 信
公 営 企 業 局 長		新 谷	博 仁
監 査 委 員 事 務 局 長		小 川	照 久
総 務 部 副 理 事 ・ 総 務 課 長		佐 藤	節 雄
企 画 部 次 長		工 藤	武 勝
むつ地区農業委員会事務局長		西 山	肇
企 画 部 財 政 課 長		下 山	益 雄
総 務 部 総 務 課 長 補 佐		濱 田	賢 一
総 務 部 総 務 課 行 政 係 主 査		中 野	敬 三

○事務局出席者

事 務 局 長 藤 田 修 次 長 小 島 昭 夫

總 括 主 幹 飛 内 啓 一
庶 務 係 長 古 川 俊 子
調 査 係 主 査 青 山 諭

主 幹 柳 田 諭
庶 務 係 主 査 濱 村 勝 義
議 事 係 主 事 葛 西 信 弘

(午前 10 時 53 分 開会)

○議長（宮下順一郎） ただいまから全員協議会を開会いたします。

本日の全員協議会は、各一部事務組合の現況と経過報告を受けることにしております。

それでは、市長から報告をお願いいたします。市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長（杉山 肅） 各一部事務組合の現況と経過について、その概要をご報告申し上げ、協議の参考に供したいと存じます。

まず、一部事務組合下北医療センターについてであります。平成17年3月28日に開会されました組合議会第104回定例会に提案され、可決、承認及び同意されました15議案4報告についてご説明いたします。

まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてであります。これは、人事行政の公平性及び透明性を高めるため組合における人事行政の運営等に関する事項を地域住民に公表することに関し、必要な事項を定めたものであります。

次に、議案第2号 一部事務組合下北医療センター長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてであります。これは、地方自治法の改正に伴い、長期継続契約を締結できる契約を定めたものであります。

次に、議案第3号 一部事務組合下北医療センター公告式条例の一部を改正する条例についてであります。これは、川内町、大畑町及び脇野沢村のむつ市への編入に伴い所要の改正をしたものであります。

次に、議案第4号 一部事務組合下北医療センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、育児または介護を行う職員が請求した場合に職員の負担の軽減を図るため、国家公務員に準じて早出遅出勤務を可能とすることとしたものであります。

次に、議案第5号 一部事務組合下北医療センター本部長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、本部長の給料月額を平成17年9月30日まで20%を減額することとしたものであります。

次に、議案第6号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、川内町、大畑町及び脇野沢村のむつ市への編入に伴い、通勤範囲が変更となることから通勤手当の額を改正したものであります。

次に、議案第7号 一部事務組合下北医療センター職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、緊急車運

転業務手当及びボイラー操作手当を廃止したものであります。

次に、議案第8号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、川内町、大畑町及び脇野沢村のむつ市への編入に伴い、条文整備をしたものであります。

次に、議案第9号 一部事務組合下北医療センター病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、川内町、大畑町及び脇野沢村のむつ市への編入に伴う各施設の位置の変更並びに下北地域保健医療圏自治体病院機能再編計画の一環として、大畑病院の診療所への変更、脇野沢診療所の無病床化、川内病院の6病床の他機能室への転換及び大間病院にリハビリテーション科の設置をすることとしたものであります。

次に、議案第10号 一部事務組合下北医療センター総務費に係る負担金の平成17年度分賦につき承認を求めることについてであります。これは、平成17年度の議会費を除く総務費8,726万1,000円の構成市町村への分賦について承認を求めたものであり、当市の負担額は60%の5,235万6,600円に決定したものであります。

次に、議案第11号 むつ総合病院整備事業に要する経費に係る負担金の分賦の変更について及び議案第12号 新むつ総合病院整備事業に要する経費に係る負担金の分賦の変更についてであります。これらは、川内町、大畑町及び脇野沢村のむつ市への編入に伴い、変更したものであります。

次に、議案第13号 平成16年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。これは、建設改良費について補正したものであります。

次に、議案第14号 平成17年度一部事務組合下北医療センター予算についてご説明いたします。

まず、業務の予定量についてであります。病床数は729床、患者数は入院患者を年間延べ21万3,890人、外来患者を年間延べ53万2,347人と見込んでおります。

次に、収益的収入及び支出についてであります。収入では、本部収益及び病院事業収益で130億6,323万5,000円、これに対する支出では、組合事務費である総係費及び病院事業費用で127億1,859万円を予定し、差し引き3億4,464万5,000円の税込み純利益となる収支計画となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入では企業債、負担金等で10億250万2,000円、これに対する支出では、建設改良費及び企業債償還金で12億8,973万5,000円を予定しております。

なお、施設ごとの病床数等につきましては、お手元に資料を配布しておりますので、省略させていただきます。

次に、議案第15号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。これは、議会選出の監査委員に半田義秋氏を選任することについて同意を得たものであります。

次に、報告第1号から報告第4号までの専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これらは青森県内の市町村合併に伴い、青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合からそれぞれ組合を組織する地方公共団体数の増減及び規約の変更について協議がありましたので、専決処分し、報告したものであります。

次に、下北地域広域行政事務組合についてであります。まず平成17年2月21日に開会されました組合議会第30回臨時会に提案され、可決及び承認されました10議案3報告についてご説明いたします。

まず、議案第1号 下北地域広域行政事務組合公告式条例の一部を改正する条例、議案第2号 下北地域広域行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例、議案第3号 下北地域広域行政事務組合下北地域一般廃棄物等処理施設設置条例の一部を改正する条例、議案第4号 下北地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例、議案第5号 下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例及び議案第6号 下北地域広域行政事務組合むつ衛生センター等使用条例の一部を改正する条例についてであります。これら6議案は、川内町、大畑町及び脇野沢村のむつ市への編入に伴い、各条例の関連部分を改正するとともに、条文整備をしたものであります。

次に、議案第7号 下北地域複合文化施設建設に要する経費に係る負担金の分賦の変更について、議案第8号 消防本部・むつ消防署合同庁舎建設に伴う消防本部建設に要する経費に係る負担金の分賦の変更について、議案第9号 下北地域一般廃棄物等処理施設建設に要する経費に係る負担金の分賦の変更について及び議案第10号 むつ衛生センター建設に要する経費に係る負担金の分賦の変更についてであります。これら4議案につきましても、関係市町村の編入合併に伴い、各負担金の分賦を変更したものであります。

次に、報告第1号から報告第3号までについてであります。これらは、青森県消防補償等組合、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合及び青森県市町村職員退職手当組合から、それぞれ組合を組織する地方公共団体数の増減及び組合規約の変更について協議がありましたので、専決処分し、報告したものであります。

次に、平成17年3月25日に開会されました組合議会第82回定例会に提案され、可決及び承認されました15議案3報告についてご説明いたします。

まず、議案第11号 下北地域広域行政事務組合消防本部及び消防署設置条例についてありますが、これは、消防本部及び消防署の管轄区域を変更し、新たに東通消防署を設置するとともに、条文整備を図るため全部改正したものであります。

次に、議案第12号 下北地域広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び議案第13号 下北地域広域行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてありますが、これらは、一部事務組合下北医療センター議案でご説明申し上げたものと同様のものです。

次に、議案第14号 下北文化会館条例の一部を改正する条例についてありますが、これは、映写設備の使用料の品名に液晶プロジェクターを加えたものであります。

次に、議案第15号 下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、これは、育児または介護を行う職員の早出遅出出勤を加えるとともに、条文整備をしたものであります。

次に、議案第16号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、これは、通勤手当の限度額を改正することとしたものであります。

次に、議案第17号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてありますが、これは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により浮き屋根を有する特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査手数料を新設するとともに、条文整備をしたものであります。

次に、議案第18号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてありますが、これは、消防法、石油コンビナート等災害防止法並びに危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部改正に伴い改正したものであります。

次に、議案第19号 下北地域広域行政事務組合監査委員に選任する者につき同意を求めることについてありますが、これは、議会選出の監査委員に慶長徳造氏を選任することについて同意を得たものであります。

次に、議案第20号 大間町と下北地域広域行政事務組合との間の消防団事務委託に関する規約について、議案第21号 風間浦村と下北地域広域行政事務組合との間の消防団事務委託に関する規約について及び議案第22号 佐井村と下北地域広域行政事務組合との間の消防団事務委託に関する規約につい

てであります。3議案は当該3町村から消防団事務を受託することとしたものであります。

次に、議案第23号 むつ市と下北地域広域行政事務組合との間の消防団事務委託に関する規約の変更についてであります。これは、消防団の事務及び業務の多様化に伴い、委託事務の範囲及び消防団車両の運行等について、現況に即した内容に変更したものであります。

次に、議案第24号 平成16年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。これは、決算見込み等により補正したものであります。

次に、議案第25号 平成17年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてであります。予算総額は歳入歳出とも76億5,252万5,000円となっております。

次に、報告第4号から報告第6号までについてであります。これらは、青森県消防補償等組合、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合及び青森県市町村職員退職手当組合から、構成団体である藤崎町と常盤村が合併し、藤崎町を設置することに伴い、それぞれ組合を組織する地方公共団体数の増加及び組合規約の変更について協議がありましたので、専決処分し、報告したものであります。

なお、2月1日後の医師の異動については、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上、各一部事務組合の現況と経過の概要をご報告申し上げた次第であります。

○議長（宮下順一郎） ただいまの市長の報告及び各一部事務組合の現況について質疑ありませんか。30番大澤敬作議員。

（30番 大澤敬作議員登壇）

○30番（大澤敬作） 医療センター関係についてお尋ねをいたします。

私も当選してから8年目で医療センターの議員をやったのですが、1年に2回より議会がない、そういう点で非常に問題だなということを感じてまいりました。そこで、病床の資料もここに出ておりますけれども、5年前に川内病院から大腸にポリープがありますよということで紹介状を書いてもらってむつ総合病院に来ました。高橋先生にその紹介状を渡したら、入院室があかないと手術になった場合に大変なことになるから、入院室があくまでと、こういう言い分でした。先生に、「いつ入院室があきますか」と、こう聞いたら、「3カ月後だ」と、こう言われまして、もし悪性のものであれば重大な事態に発展すると思って、私は3カ月は待てないので別の病院に行きまし

た、青森の協立病院へ。そうしたら、毎週金曜日にポリープとかそういうようなものを内視鏡で取っていますと。しかし、今回は間に合いませんので、来週来てくださいということで、5年前のお盆の月だったけれども、行って、それを取ってもらいました。二つだったのが、一つと言われたけれども。そうしたら、2週間後に結果を聞きに来てくださいと。行きました。行ったら、「よくぞあなたはタイミングがよく来たな」と、「先っぽは二つともがんですよ」、こう言われて愕然としました。そういう点で、むつ総合病院は下北の中核病院であるということで信頼をしてきたけれども、信頼されないような、そういう状況になっておる。そういう点について、市長はどのように考えているのか。しかも、医療センターの議会は、1年に100億円以上の予算、決算でありながら1年に2回よりない、これでは下北住民の命と健康を守ることはできないと、その結果の証左であります。あなたは、そうした点についてどのようにお答えをするのか。もっと医療センターの議会もふやさなければならぬし、そういう点のお考えがありませんか。お答えをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 大澤議員のその運の強さに敬意をあらわしたいと思えます。

病院のベッドの数は、これは建設した時点で決められております。おたくの病院はこれぐらいのベッドでいいかなということで、国と県が審査をしてベッド数を決めてくれている、そういう背景があるということをもまずご理解を願いたいと思います。私は、ベッドの回転率をできるだけ95%以上にしてほしいと。そのために院長を初め医局の中にあります医事を検討する先生方の会議と、それから看護師長の会議を開いて、診療科目に関係なく余裕のある病棟は患者さんを入院させてくださいということを大体年に2回申し上げているのです。よくなることもあるのです。一番いいときで96%の回転率があったということもあります。しかし、やっぱり自分が持っているベッドは自分たちの看護師スタッフ等で診療したいという気持ちが強くなり、少しずつもとに戻っている。今92%ぐらいの回転率になっている。そういう状況でありますので、ご指摘の点については、ポリープというのは私も七つほど取りましたけれども、私の場合は幸いにして善良なポリープでございましたので、心配しなくてもよかったのでありますが、そういう状況で、病院のベッドの回転率を上げるように改めてまた指示をしたいと、そう考えます。

それから、年2回の議会がおかしいではないかと、こういうご意見なのですが、事務組合はかつて六つあったのです。これだけたくさんの事務組合があるというのは、理事者の対応が大変であります。議会の発議で年2回にし

ていただきました。私どもは、別にこうしてくださいということをお願いしたことはないのです。ただ、事務組合の統合をしましょうということで、今の下北地域広域行政事務組合一つに絞ったことと、病院とは会計方式が違いますので、病院の方は、これは企業会計を適用している事務組合でありますので、医療センターの方には収入役がない。下北地域広域行政事務組合の方には収入役が兼務で配置されていると、こういう事情がありましたので、企業会計方式によって二つに分けた。それぞれの議会が年2回でよろしいという条例改正案を提出されまして、満場一致で議決されておりますので、私はそのことに従っておるという状況でございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（大澤敬作） 済んだことですから、そうですけれども、市長、議会の開催日数、少なくとも2日ないと、一般質問やって、議案審議して、4年間やりましたけれども。そういう状況ですので、ご検討願いたい、これは。

○議長（宮下順一郎） 大澤議員、発言中でございますけれども、その会期等につきましては、各議会の決定でございますので、十分発言にはご配慮をお願いしたいと思います。

○30番（大澤敬作） 市長は、管理者でありますので、そういう立場でもって議員との連携、そういう医療体制をとってほしいということを要望しておきます。

それから、ベッド数の問題については、かなりあるのだけれども、そういう陰性のものとなると大変なこれは問題に発展すると思うのです。そういう点がありますので、今言ったことも含めて、市長、ぜひご検討願いたいものだ、このように要望にとどめたいと思うけれども、もし市長、何らかの方向でそれらを改善する方法がありましたら、お答え願いたいし、なければご検討願いたい、こういうふうに思います。

○議長（宮下順一郎） 要望ですので、結構でございます。

○30番（大澤敬作） よろしく願います。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番（横垣成年） 2点ほどお聞きしたいと思います。

今アックス・グリーンのわきにし尿処理センターの建設を進めているのですが、私もたまに見に行くと気になるのが、隣にお化け屋敷みたいな前の焼却炉が建っていて大変気になるのです。立派な新しい建物を建てるのはいいのですけれども、そのすぐ隣に大変気持ち悪い建物がいつまでもあるので、

やはり市長の判断として、こういう建物をいつまでもそのままにしておくというのはどうもよくないのではないかなと思いますので、その辺何とか対処してもらいたいというのが一つです。

あと消防の関係なのですけれども、合併をして大体市民は職員が減らされるというので、その合併効果を期待しているところもあるのですが、これはちょっと確認したいことなのですけれども、消防職員は今でもなかなか人数が少ないということで苦勞されている部門でありまして、合併後も消防職員については人数は減らさないという方向で進めているのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 現在一般廃棄物の中間処理場と、それからし尿等の処理場、ここに一番古いのと直前まで使っていた二つの焼却炉がございます。これは、環境省が厚生省と分離するときの約束が、ダイオキシンというのは3,200種類ぐらいあるそうですが、このうち本当に危ないのは二十数種類だそうです。東京都にありました焼却場を壊したときに、ダイオキシンの値が通常この辺が安全圏だと言われているものの3,000倍もあったというケースがあった。そのときに環境省の、私は全国市長会のごみの特別委員会の委員でございましたので、会議に出ておりましたが、これからは環境省はそういう古い焼却炉をできるだけ安全に処理するようにお手伝いをしたい、三千何倍も出たところについては、約7割の補助金を出して処理をしましたよと。そうなるものだと思って期待をしておったのです。ところが、現在は古い焼却炉を処分するには国は4分の1の補助しか出さないと。ところが、これを壊すと危険度の高いダイオキシンがどのくらい含まれているかというのはよくわからないわけです。でも、それが飛び散る可能性が非常に高い。ですから、取り壊す作業員も完全装備で、壊す重機等も特殊な機械を使って対応しなければならない。ですから、処理費は高くつく。動かさなければダイオキシンも飛び散らないだろうというのが今の私どもの心境でございます。つまりほこりの中に指突っ込んで引っかき回すと、そのほこりが飛び散るという状況、それは今の段階では財政的にとても対応できない。こういうことで今財政の好転ということがあるのかないのか、あるいは国がこれを取り壊すことに対して、さらに協力をしてもらえるものかどうか、このどちらかに今かけていかなければなりません。私は、廃棄物の特別委員会から外れましたので、現在市長会が町村会と足並みをそろえて取り組んでおりますこれらのことについて、我々にとって明るい答えが出てくるのを期待しておるという

のが現在の状態でございます。

それから、消防力については、下北の消防というのは、かなり広い面積をカバーしている。人間的にも分署という形をとっておりますので、人員はそんなに簡単にふやせない。時のそれぞれの事務組合に加盟している町村の考え方によってふやしているところもあります。事務組合全体でこれだけふやしますという方針は示せない。こういうことを考えながら、むつ市の場合は徐々にふやしてきました。端的に申し上げますと、大間町もふやしてきましたし、東通村も去年からふやし始めておる、こういう状況であります。その他の新むつ市の中でも今どういう定数を配置すればいいのか。これは、1日3交代で勤務してもらおうという体制を今築きつつあるわけです。これは、消防職員にとりまして、非常に自分のペースで仕事をするにいい、勤務するにいいということもありますので、前は非常にきちんとした説明、前の状況説明はできませんけれども、24時間出勤して1日休むというような形態で勤めておりましたので、体にかかるストレスが非常に大きかった、それを3分の1交代でやっていくというふうに変えてきましたけれども、これでも十分とは言えないのかもしれない。しかし、そういう体制の中で、では本当に適した定数は何人なのだろう、特にむつ市の場合は川内町、大畑町、脇野沢の定数が果たしてこれでいいのかという見直しを現在進めておる、こういう状況でありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 消防の職員は、なるべく減らさないでふやす方向でというふうな形で私は理解いたしましたので、そういう方向でご努力願いたいと思います。

それと、あとし尿処理の隣にある建物の件であります。この前まで使っていた炉はまだ屋根もついていて中に雨水が入るということはほとんどない施設であろうなと思うのですが、ただもう一つのその前の廃炉となった建物は、もう窓は割れているし、雨が降れば当然中にもいっぱい入っております。ということは、中に水たまりができている可能性はある。そして、またその水が地下にしみ込んでいる可能性がある。だからそういうことを考えますと、先ほど市長も言いましたように、ダイオキシンがどの程度のものなのか想像がつかないというほどダイオキシンが入っているという事実はお認めになっておりますので、ということは水が地下にしみ込んでいるということは、ダイオキシンがまじった水が地下にしみ込んでいるという可能性もありますので、ぜひそこら辺もやっぱりこれから調査もするという方向も検討しながら、壊すかどうかは別として、とりあえず環境を守るという意味で地下

水にしみ込んでいるのではないかなと。そういう観点で調査をするという方向で検討はできないものでしょうか。そこをちょっとよろしくお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今使っているものの直前のものは、おっしゃるように屋根もついていますし、隣にあるので、いたずらをする人もいないわけですよ。ただ、最も古い方ですが、これは炉の中に焼却灰が残っておる。ですから、建物の屋根が破損したりガラスが壊れたりしていますけれども、さらにその中の炉の中に水が入るということは、まず心配する必要はかなり少ないのではないかと。さらに、今まで南通り地区は簡易水道、あるいは簡易水道のもう一つ手前の本当に簡単な地下水を採取して近隣に配るという水源しかなかったのでありますが、今間もなく上水道に全部変わっていきます。あの周辺で水脈がどうなっているかはともかくとして、それぞれの井戸の中に含まれている成分は、1年1回分析するのが非常に高価な費用を要するのですが、試料の分析はしながら、安心していただけるかどうかという、本当は一、二本、ダイオキシンに関係なく別な件で安心できないのもあるのです。それらを全部上水道にすることによって飲料水として安全に使える。その他の水の利用について、これもまた万全を期さなければならないということがありますから、現在の状態の中ではダイオキシン等の影響はないという結果が出ておるということだけは申し上げることができます。

○議長（宮下順一郎） 3番。

○3番（横垣成年） 一刻も早くそういった内部に大変な猛毒のダイオキシンが入っている建物を早急に撤去してくれることを要望して、終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。49番澤藤一雄議員。

（49番 澤藤一雄議員登壇）

○49番（澤藤一雄） 最初に、大畑診療所の運営について質疑をさせていただきます。

5月9日、旧3町村の商工会が市長に公共事業等について要望した翌日の新聞に、商工会関係者が合併してもいいことは一つもないと発言したことが載っていました。残念ながら編入された旧町村の間では、この言葉が今や定説になりつつあります。特に命と健康を守るという人が生きていくことの根本が大きく後退していることです。この4月1日から大畑病院が実質的に入院できない診療所になったことは、まさに大畑町の責任であります。この対応を市長にお願いせざるを得ない立場としてまことに心苦しく思いますが、それ以外の方法がないのも現実であります。

大畑病院では、当時23人いた入院患者のほとんどが自宅に帰されたり東京の病院に転院を余儀なくされるなど、強制的に退院させられました。この結果として、体が不自由でバスを利用できない高齢者は治療費が200円で、タクシー代が1万円余りかかったとか、ひとり暮らしの高齢者が体調を崩して救急車を呼んだために隣のおばあさんが救急車に付き添ってむつ総合病院に行ったところ、入院することになって、付き添いをした高齢者が1人で5,000円余りのタクシー代を負担して帰ったなど、わずかの年金で生活している高齢者の暮らしに重大な影響を与えています。むつ総合病院に入院しなければならなくなったら、友達もだれも見舞いに来てくれなくなるのではないかという不安が高齢者の間に広がっています。

さらに、大畑消防署における救急業務に要する時間は、3分から5分で現場に到着し、大畑病院で対応していたときはおおむね30分、むつ総合病院に搬送したときは60分から80分と倍以上の時間を要するのであります。現在第1次の救急対応で出動している間に第2次の救急出動要請があった場合は消防広報車で出動しますが、広報車で搬送はできないため、第1次の出動から帰ってくるのを待つか、むつ消防署あるいは風間浦消防署の救急車の出動を要請するかの方法を選択するわけですが、いずれにいたしましても、1分1秒の差が生死を左右する救急業務の大きな後退であり、市民の命と健康、安心安全の確保という政治と行政の最低限の目標にとってまことに重大な問題であります。この場合、8人の消防職員のうち5人が出動するため、火災発生等に対応するため、非番の職員を出勤させるなどの対応がとられています。昼夜の別なく招集される職員にとっても大変な過重労働であります。

このような事情から、大畑病院に関する地区住民の願いは、4月8日に大畑庁舎で住民から市長に要望したように、まず入院できること、次に夜間診療が受けられること、救急外来、診療が受けられること、この3点であります。地区住民の要望に対して市長は、いつ病院に戻すかという展望を持ちながら運営してまいりたいと、そう約束されました。現在の進捗状況及び今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、浄化槽の保守点検委託業者とし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を業とする社の許可が旧市町村の区域ごとに許可されていることについて質問いたします。この件については、3月臨時会で質問いたしましたが、ルール上の問題があって、答弁をいただけなかった経緯がありますので、この際お尋ねをいたします。

一般に商法に基づく取引は、食料を含めてあらゆるものやサービスが国際

的な過当競争にさらされて、本県を初め農林水産業に従事する国民を中心に厳しい環境に置かれていることは周知の事実であります。しかるに、浄化槽保守点検委託とし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、サービスを受ける側の消費者が選択できないというグローバルゼーションの今日において考えられない状況が生まれている。一般的にこうした状況下では、業者が一方的に有利となり、種々の問題が発生することから、これら弊害を除去するために、独占禁止法が制定され、一定の効力を発揮している。政治と行政は、何のためにあるのか、主権者である市民のためであります。市長は、下北地域広域行政事務組合の管理者として、サービスを受ける側である市民の利益を最優先にすべきであります。制度上克服しなければならない問題があるのは承知しています。しかし、新むつ市が誕生したわけですから、少なくとも市内の業者を市民が自由に選択できる制度を早急に構築するべきであると考えます。下北地域広域行政事務組合管理者たる市長のご英断を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） まず、大畑病院がいつ入院できる病院になるのかと、こういうことでありますが、これは合併以前の昨年の県が進めております地域医療圏の再編計画の中で、県自体が医師の確保のためにいろんな手段を講じているが、それが一つも実らないと。ですから、医療圏の再編、結局は窮屈を押しつけるということです。しかし、これは合併前の市町村がそれぞれ了解をした事項でございまして、私どもはその事態を受けとめざるを得ない、その中で何をすることができるのかということを今は考えなければならないのでありますが、入院できる病院にするために、医師3人は必要であります。

ただ、今のお話の中で出てまいりましたのは、特に強調されたのではないと思うのでありますが、お年寄りのそういう患者さんの場合というふうに感じられました。今地域医療圏の再編の際には、例えば特別養護老人ホームでありますとか、例えばリハビリテーション病院でありますとか、そういう介護2ぐらいの上の人たちにとっては利用していただきやすい施設が整備されてきておりますし、グループホームなどというものも今整備されてきており、これは特に付添の方がいらっしゃらなくてもよろしいと。自分の意思で毎日の生活を組み立て、今また介護保険が変わります。給食サービスというのが質が変わってきまして、自ら料理をする、その料理をするためのメニューは、メニューをつくってくれる人がサービスをしてくれる、こういうふうに介護については多様化が始まっております。大畑にも特別養護老人ホームがございまして、グループホームもございまして。それから、むつ市の真ん中の桜木町にはリハビリテーション病院というのがございまして、現在80人ぐらいが

入院しておりますが、今のところあと40人ぐらいはベッドの余裕があるということがあります。その辺と本当の意味の救急と重ね合わせてお考えいただくのがこれから救急車を利用される方々、あるいは施設を利用する方々の相談に乗っている方々のご指導が必要ではないかなと、こう思うわけでありませう。

繰り返しますが、昨年この再編計画が成立していますから、それぞれの市町村長が同意をして成立しているわけです。今すぐ入院できる体制の病院をつくれということになりましても、県全体がそれに応じ切れない状況にあるということはおわかりいただきたいと思うわけでございます。ですから、進捗状況を示せと、入院できるようにいつなるか、その段取りを示せと言われてましても、ゼロの状況でございますし、その代替施設を活用していただくことによって介護あるいは付添がなくても入院の状況で過ごせる。大体この種の介護対応の施設は、1人の患者さんに1人がつくくらいの人数の配分になっておりますから、そのようなこともご理解のうえ、皆様方に広めていただければありがたいと、こう思うわけでございます。

確かに消防は、先ほどもご質問ありましたように、職員の数も限られておりますし、救急車も複数の台数を持っている分署というのは少ないわけでございます。むつ署と大湊署が2台救急車がありますか。そういう状況ですので、おっしゃるようなことですが、細かいことを申し上げると、後でしかられますので、この辺まで、余り詳し過ぎるではないかという話になりますので、できるだけそういう介護の対応ができる人、今度は負担も少し出ますけれども、そんなに病院に入院するような大きな負担にならないということもありますので、それらのことについてもご検討願いたいと思います。

浄化槽の問題については、これは合併の事前の協議では、とりあえず時間を必要とすると、一挙に解決することは拙速のそしりを免れないというようなことがありました。これは、合併された町村にはほぼ1社しかないというのが現状であります。これは、合併浄化槽あるいは浄化槽の対応をしているのは、それぞれがくみ取り業者になっています。くみ取り業者が認可制になっていますから、これはそれぞれの市町村から選ばれてきます検討委員会の委員の方々がこういう方式でいいたいだろうという答えを出したり、あるいは審議委員の方々にもご意見を伺ったりして決めていることでありますので、複数にする、あるいは営業圏を自動的に拡大すれば、今ご指摘のような問題はなくなります。それはなくなります。ただ、先ほど商工会がかえって悪くなったと、こういうお話がありましたように、商工会で合併したら悪いことの方がふえたというご発言もありましたけれども、地元が持っていた権利を保

障していきましようという合併協議会での協議がございましたから、いろんなものを発注する際には、それぞれの旧町村が持っていた能力を発揮してもらいましようという基本に立ってさまざまな検討をいたしております。確かに商工会を3町村の商工会の会長さんなどがおいでになったときにも、その趣旨で申し上げておりましたし、これは早い時期においでになりましたので、まだ例えば公共土木の発注等は6月の中ぐらいからでないと発注できない。起債の手続をしたりさまざまやらなければなりませんから、そういうことでお答えしておりますが、このくみ取り業と浄化槽の清掃をなさる方々とは、大体一体でございますので、そのあたりについては時間をかけて検討するということだかをかけられておりますから、これから一生懸命に検討するということになってまいります。そういうことでご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） 病院については、先ほど申したように、入院できること、夜間外来ができること、そして救急対応ができることと、この三つの要望でございますので、これを十分に胸のうちに置きまして、今後の病院へ、どの時期にどういう形で戻すかということを市長には今後ともご努力をいただきたいと、このように思います。

それから、浄化槽の件でございますが、合併協議でいろいろ議論されたのだということでございますが、そしてその審議会で審議していただいて、こういうことでいいだろうと、あるいは商工業者の意見を聞きながら1社でいいだろうというようなことになったようなご答弁でございましたが、しかしこれは、例えば一つの市になって、その中に業者が五つあるとなったときに、これをまだ各旧町村間を1業者で済ませるというようなことになると、一番迷惑するのが市民なのです。業者の利益第一ではなくて、これは例えばむつ市内をフリーにすると、業者どこでも参入できますよということになれば、おのずから業者の中に競争原理が働くわけです。そうした結果、よりいいサービスがより安く提供されるというのは、これはもう市場原理なんです。どうして独占状態を審議会がそれでいいと言ったからそうしておくのだというふうなことになるのですか。確かにいろいろ法的な制約はあるようです。しかし、それは一部事務組合の管理者が認可をする、指定をすることで解消できるのです。みんな困っている。なぜその困っていることをどこかの審議会が言いましたとか、そういうことで責任逃れするのですか。もう一度ご答弁お願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 5月に入って実態は把握しました。切ない答弁やっ

ます。ただ、業者の方々もそれなりのこれまで努力してきたという実績はあるわけです。それと地域住民の方々がほかと同じサービスを受けられる、同じ料金で同じサービスを受けられるということの間には矛盾があります。思い切った大胆な改革を試みていかなければならないだろうという思いを持っていますが、今思いを持っているということを申し上げるにとどめたいと思っています。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。53番濱田栄子議員。

（53番 濱田栄子議員登壇）

○53番（濱田栄子） 市長にお尋ねします。

病院の機能再編計画のことですけれども、むつ総合病院におかれましては、ことしは医師の充足率が100%とお聞きしております。今数えてみましたら、43名の医師と嘱託医が13名ですか、56名の方がむつ総合病院でお仕事をされているわけですけれども、ことし100%ということは、去年は、では100%でなかったのかなと思います。100%でなくても運営できたのですから、何とか大畑病院にもお医者さんを回していただいて、そのお約束された19床を早い時期に稼働していただけるようお願いできないでしょうか。そのことをお尋ねいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 医師の充足率96%、これは名目充足率なのです。ご承知のように、今13人の指定研修病院で研修した研修医が入っています。こういう方も国家試験を通れば医師なのです。しかし、その医師には指導医というそれなりの経験、技術を持った医師がついて、一緒に診療して初めて医師としてのスタートが切られていくわけです。そういう国家試験を合格している方の数字だけ並べますと、ほぼ100%と、こういうことになるわけですが、繰り返して申し上げますと、必ず指導医がついていなければならない、こういう状況があるわけです。実質は64%ぐらいの充足率なのです。そういう中で、他の診療機関に医師を派遣するということは、指導医のいない医師だけが残ってしまう。自慢話の部分だけ申し上げれば、県内の指定研修病院幾つかありますけれども、その中で研修を受けて、医師国家試験100%合格しているのはむつ総合病院だけなのです。ですから、医師資格持っているわけです。弘大の病院でも合格率が40%が去年の数字です。その中から医師を出せということを言われましても、これは患者さんも医師もどっちも満足なことができないという状況のままなわけですから、2年間の義務的な研修医制が終わって、3年目をさらに研修をやって、初めて晴れて一人前の医師として評価されるわけですから、今指定研修病院になって2年目ですから、その先

にここで研修を受けたお医者さんが地元に残ってくれるように一生懸命院長初め各医療スタッフが努力しているところでございますので、あと最低2年は医師として一人前に働いてもらえるという言葉は難しいかも知れませんが、そういう状況があるものですから、そういうことをおわかりいただいて、地域医療圏の再編については、むつ総合病院の院長もかなり努力して、このことによって地域医療圏をもう一回活力を取り戻そうという思いで努力しているところでございますので、そういう気持ちをお酌み取りいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（濱田栄子） 今64%とおっしゃいましたけれども、私よくわからないのでお聞きしますけれども、医師の充足率、最低であれば何%で稼働できるのでしょうか、その辺のところわかりますでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 総合病院の場合は、特に基準はないですが、大体むつ総合病院は五十七、八から六十二、三の間ですとやってきました。それで指定研修病院を受けて、今度は患者さんの顔も見なければならぬけれども、医師を育てるという仕事もしなければならぬということです。県立病院あたりだと非常に楽のようですけれども、むつ総合病院の場合は、現在は実質六十二、三%で運営をしているということですから、基準は特にありませんけれども、低いという指摘は受けますけれども、では幾らでいいのですかということに対しては、なかなか明確な基準はございませんが、50以上なら、まあいいだろうというくらいの気分でございます。

○議長（宮下順一郎） 53番。

○53番（濱田栄子） 先ほど大澤議員の質問のときに、市長は病院のベッド数は決められているとご答弁なさっておりました。大畑病院についても19床の有床ということが決められておりますので、早い時期にそのことが稼働できるように、本部長ともども一緒にご努力お願いいたしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。64番川端一義議員。

（64番 川端一義議員登壇）

○64番（川端一義） これまでの大畑診療所の議論の成果を踏まえたうえでお尋ね申し上げたいと思いますが、いずれにしても、市長も地域市民の、大畑地域市民の切なる願い、これまで議論があったような切なる願いを既に胸に受けているものと、このように思います。そういった意味では、言うなればこれまでの議論にもありましたように、病床が足りないというのは、これ事実であります。むつ総合病院含めた管内の病院を見ますと、入院ベッド

が足りないというのは事実でありますし、そういった意味では何としてもあるものを有効活用するというのが大前提でありますから、大畑診療所、地域の皆さんも、大畑地域市民の皆さんも、病院に戻せとは言っていないのです。有床の診療所として整備してほしい、充実させてほしい、こういう願いであります。

せんだっての市内のある地元紙に助役が言っておられるようであります。病院に戻すことは困難だという、そういうコメントをしています。我々は、そして地域の市民の皆さんは、市長に対しても助役に対しても、病院に戻せと言ったことはない。これまでの計画どおり、県の計画どおり、そしてまた市の計画どおりに19の有床、言うなれば入院ベッドを有する診療所を充実させてほしい。つまり医師の複数の確保をお願いしたい。これがイコール19床の診療所としての機能の充実につながるわけでありますから、そういったことをお願いしてきているのです。市長のこれまでの努力は認めます。一生懸命昼夜を問わず医師の確保のために努力しておられる、これはもうそれぞれの市町村長、トップの大きな課題であり、頭痛の種であります。同時に市長は一部事務組合下北医療センターの管理者でありますから、そういった意味でも心労されているだろうと。こういう点はつくづく同情申し上げるわけですが、そういった中での大畑診療所の問題、つまりきょう市長から出された資料によりまして、大畑診療所、入院1日平均17.0であります。川内は13.0であります。つまり県の計画においても、市の計画においても、このようにきちんと計画されている。どうぞひとつそういった意味も含めて、さらなる努力をしていただきたい。これまでの経過からして、即というのは困難なことは我々も十分承知であります。議員ばかりではなくて、地元市民も言うなれば無床の状況になったわけでありますから、ただちに戻しなさいというのも、これは困難であるということは重々承知でありますし、市民もまたその点についての理解はしております。でも、早い時期に何とかお願いをしたい。先ほど話にも出ておりますように、言うなれば命を守る課題であります。健康を守る課題であります。市民の幸せの原点であります。このお願いを現実もありますから、ただちにとは申しませんが、市民の皆さんもただちにとは申しませんが、早い時期に複数の医師の確保と診療所としての本来の機能確保のために努力をしていただきたい。それについての市長の努力の方向を答弁いただきたい。よろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 条例上は、まだ19床のベッドを持つ診療所ということになっています。報道によりますと、病院に戻せという議論があったので、そ

れは今ただちにはできないというようなことが言われたという報道を読んでいますので、基本的にはリハビリまで持つ診療所ということに条例上はまだなっているわけです。これは、今医療センターの本部長は不在でございます、やめていますから。今むつ総合病院の病院長が本部長的な仕事をやっております。県は、むつ総合病院が地域医療の中心的存在となって、診療所等を円滑に運営できるように力をかしなさいと、こうなっているわけです。ご承知かと思いますが、自治医科大学卒業のお医者さんが2人今むつ総合病院に配属になっています。この趣旨は、恐らくは、私はまだ詳しい相談していませんから、よく把握していませんが、やっぱり前町長の職にあった方にお答えするのには、それなりにしっかりした判断材料と申し上げるべき内容を持って申し上げなければならぬと思っておりますので、あえて遠回りに申し上げているのですけれども、診療所、応援体制を強化するという方向を医療センターとしては考えなければならないのではないかと。つまり診療所というのは、普通17床までのベッドを持ったものを有床診療所として認めるわけです。開業医の先生方は、大体17床ぐらいまで限度として持っているのです。ただ、その開業医の先生方もベッドを廃止している方がふえてきています。これは、ご高齢になった、あるいはチームをつくっていた例えば看護師さんや給食をやる方が一緒に高齢になっていったのでベッドを廃止するということをやっていますが、公的病院ですから、医師1人で個人経営の感覚でやっていられないわけです、いろんな会議もあるでしょうし、それからスタッフも公費で給料を払っている人を置いているわけですから。そこを何らかの形で、とりあえずの形ですが、補完する医師を配置できれば、常勤ではなくて交代でもいい、有効に機能させることができればご要望にこたえる形が生めるのではないかというふうに私は感じておりますので、この辺はよく協議をして前進をさせたいと思っておるということで、この際申し上げておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 64番。

○64番（川端一義） いわゆる現段階では、即定住の医師確保というのが非常に厳しい状況にあることは十分承知でございますが、そういう意味ではむつ総合病院からもしくはセンター病院からいろんな応援体制をつくるという、当面の課題としては非常に我々も、我々もというのでしょうか、地域の市民はありがたく思っております。言うなれば、応援の医師があることによって在宅診療もできるわけですし、現在非常にそういう機能がうまく活用されているようでして、在宅で診療を受けようとする人たちにとっては非常に感謝をされている。そういう意味では、当面する課題としていろいろと手を尽

くしていただいている。これについては感謝申し上げますが、どうぞひとつ
今市長もご答弁されましたように、これからの課題として一刻も早く地域の
皆さんの医療を守る健康、言うなれば命を守る課題でありますから、早い時
期に診療所としての、それぞれが計画しているこの計画を実行する上でも努
力をお願いをしたい。要望を申し上げて終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で各一部事務組合の現況と経過報告を終わります。

お諮りいたします。本日の全員協議会は、これで閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、本日の全員協議会は
これで閉会いたします。

（午後 零時 0 4 分 閉会）

以上のとおり相違ありません。

むつ市議会議長 宮 下 順一郎